

事務連絡

平成21年8月3日

各厚生労働大臣認可

水道事業者

水道用水供給事業者

担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

### 第三者委託実施状況の送付について

水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成14年4月に施行された改正水道法により、水道事業における管理体制強化方策の一環として、水道の管理に関する技術上の業務を水道事業者及び需要者以外の第三者に委託できる制度（以下「第三者委託」といいます。）が創設されました。

このたび、全国の水道事業者等における第三者委託の実施状況を把握するため、厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業者等並びに専用水道における第三者委託の実施状況（平成21年4月1日現在）について調査を行い、別添のとおりとりまとめましたので、送付いたします。

各水道事業者等において、その実情に応じて第三者委託の実施の検討を行うに当たり、当課が平成19年11月に取りまとめた「第三者委託実施の手引き」とともに参考としていただくようお願いいたします。